

選 択 約 款 変 更 届 出 書

関客発 第 49 号

平成28年 1 月 15 日

経済産業大臣 林 幹 雄 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役社長 八 木 誠

次のとおり選択約款を変更したので、電気事業法第19条第12項の規定により届け出ます。

変更の内容	別紙に記載のとおりであります。
実施期日	平成 28 年 2 月 1 日

別紙

低圧総合利用契約
(選択約款)

平成28年2月1日実施

関西電力株式会社

I 本 則

1 目 的

この選択約款は、負荷の平準化を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成28年1月15日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適用範囲

お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要であること。
- (2) 7（契約電力）に定める契約電力が50キロワット未満であること。ただし、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、契約電力が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

4 供給の単位

(1) 電灯または小型機器を使用する場合

当社は、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

(2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する場合

当社は、原則として、1 需給契約につき、2 供給電気方式、2 引込みおよび2 計量をもって電気を供給いたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、次のとおりといたします。

(1) 電灯または小型機器

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(2) 動力

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

6 契約負荷設備

お客さまが新たにこの選択約款の適用を受ける場合は、あらかじめ契約負荷設備を申し出ていただきます。

7 契約電力

契約電力は、電灯または小型機器を使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の負荷設備電力といたします。また、電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要については、次に定める電灯または小型機器の負荷設備電力と動力の負荷設備電力との合計といたします。

(1) 電灯または小型機器の負荷設備電力

イ 電灯または小型機器の負荷設備電力は、原則として供給約款の従量電灯Bの契約容量決定方法に準じて定めます。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

ロ 別表1（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）を使用される場合は、イにかかわらず、負荷設備電力は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として供給約款の従量電灯Bの契約容量決定方法に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

なお、(イ)および(ロ)によってえた値は、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。

(2) 動力の負荷設備電力

動力の負荷設備電力は、供給約款の低圧電力の契約電力決定方法に準じて定めます。

8 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

9 料 金

料金は、契約料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が40,700円を下回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が40,700円を上回る場合は、別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしていたします。

(1) 契約料金

契約料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の契約料金は、半額といたします。

1 契約につき	64,800 円 00 銭
---------	---------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他

季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	20円 22銭	18円 56銭

10 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として電灯または小型機器と動力とを別に行ないません。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。
- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する場合の使用電力量は、(1)で計量された電力量計ごとの使用電力量を合算してえた値といたします。

11 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の従量電灯もしくは低圧電力または選択約款の時間帯別電灯、はぴeタイム、季特別電灯P Sもしくは低圧季特別電力に需給契約を変更することはできません。

12 需給開始後の需給契約の廃止にともなう料金および工事費の精算

この選択約款の適用を受けて新たに電気を使用された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただ

し、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

- (1) 当社は、お客さまがこの選択約款の適用を受けて新たに電気を使用された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって9（料金）(1)および(2)に定める契約料金および電力量料金を20パーセント割増ししたものを適用いたします。この場合、当初から9（料金）(1)および(2)に定める契約料金および電力量料金を20パーセント割増しした料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。
- (2) 当社は、お客さまがこの選択約款の適用を受けて新たに電気を使用されたこととともない新たに施設した供給設備について、供給約款63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

13 その他

- (1) 動力負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。この場合、力率は、別表4（力率の算定）によって算定された値といたします。
- (2) この選択約款の適用を受けるお客さまは、供給約款の定額電灯、従量電灯もしくは低圧電力または選択約款の時間帯別電灯、はぴeタイム、季時別電灯P Sもしくは低圧季時別電力をあわせて契約することはできません。
- (3) その他の事項については、供給約款の従量電灯Bまたは低圧電力にかかわる規定を準用するものといたします。ただし、供給約款27（日割計算）、供給約款41（制限または中止の料金割引）および供給約款別表10（日割計算の基本算式）における「基本料金」の規定は「契約料金」と読み替えて準用するものといたします。
- (4) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）に

よるものといたします。

Ⅱ 実施細目

1 適用範囲

この選択約款から供給約款の従量電灯もしくは低圧電力または選択約款の時間帯別電灯、はぴeタイム、季時別電灯P Sもしくは低圧季時別電力に供給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この選択約款を適用いたしません。

2 契約電力

(1) お客さまと当社との協議により、使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が供給約款16（従量電灯）(1)イ(イ)に該当する場合にはその最大需要容量にもとづき本則7（契約電力）(1)イの値を定めます。

なお、最大需要容量は、供給約款の従量電灯Aに準じてえた値といたします。

(2) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が供給約款16（従量電灯）(1)イ(イ)に該当するときには、本則7（契約電力）(1)ロ(イ)の値は、その最大需要容量にもとづき(1)に準じて定めます。

3 夜間蓄熱式機器にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器とは、別表1（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(2) 別表1（夜間蓄熱式機器）(1)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

イ お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

ロ (3)の場合で、当社が夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り

付けた場合

- (3) 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間または毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

- (4) 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (5) 当社は、夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

4 その他

- (1) 当社は、必要に応じてお客さまから最大需要の実態等に関する資料を提出していただくことがあります。
- (2) 夜間時間以外の電気の供給をシャ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (3) 供給約款Ⅷ（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約電力が増加しない場合は、契約電力が増加したものとして、供給約款の従量電灯Bまたは低圧電力に準じて取り扱うものといたします。

附 則

実施期日

この選択約款は、平成28年2月1日から実施いたします。

別 表

1 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間（毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間をいいます。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その

端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

3 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2985$$

$$\beta = 0.2884$$

$$\gamma = 0.4300$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (40,700\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が40,700円を上回り、かつ、61,100円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 40,700\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が61,100円を上回る場合
平均燃料価格は、61,100円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (61,100\text{円} - 40,700\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	21 銭 1 厘
------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

4 力率の算定

動力負荷の力率は、電気機器の力率をそれぞれの入力によって、供給約款別表6（加重平均力率の算定）に準じて算定してえた値といたします。この場合、電気機器の力率は、供給約款別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。ただし、供給約款19（低圧電力）(4)ロに準じて動力の負荷設備電力を算定する場合は、100パーセントといたします。

電気事業法施行規則第26条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 選択約款の変更の内容

1 変更を必要とする理由

当社は、電気供給約款が平成28年1月15日届出により変更となったことにもない、本選択約款についても変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、ここに平成27年5月18日届出の低圧総合利用契約（選択約款）の変更を届け出る次第であります。

2 選択約款の変更の内容

電気供給約款の変更にともない、この選択約款の供給条件に対し必要となる変更を行ないました。